

## 第3章 平成30年7月豪雨における災害廃棄物処理

### 第1節 災害廃棄物処理の概要

大規模な浸水被害に見舞われた真備地区では、浸水が解消した直後から住宅地や道路脇、国道486号沿い、井原鉄道高架下などに大量の災害廃棄物が積み上げられていった。これらの道路脇等に集積した災害廃棄物は、自衛隊をはじめ環境省、民間、その他多くの自治体職員、ボランティアの方々の協力により、8月25日までに概ね撤去を完了することができた（第2節、第4章第4節参照）。

道路脇等から撤去した災害廃棄物は、真備地区内に開設した仮置場、被災された方々の生活圏から離れた仮置場、処分施設へと順に搬出し、適切に管理しながら計画的に処理を進めた（第3節参照）。

この際、災害廃棄物の処分などの業務の一部を岡山県に事務委託し、倉敷市と県で連携しながら処理を進めた（第6節参照）。

8月6日には、生活環境保全上の支障を除去し、二次災害の防止及び被災された方の生活再建支援を図ることを目的に、公費による解体・撤去及び処分を行う公費解体制度と、自ら被災建造物の解体・撤去等を実施した方への費用償還（自費解体）制度を創設した（第5節参照）。

この度の災害によって市内に発生した災害廃棄物は、公費解体に伴う解体廃棄物を含め約34万3千t（市内で1年間に処理する一般廃棄物の約2倍の量）にのぼり、令和2年5月23日に全ての災害廃棄物の処理が完了した（第4節参照）。



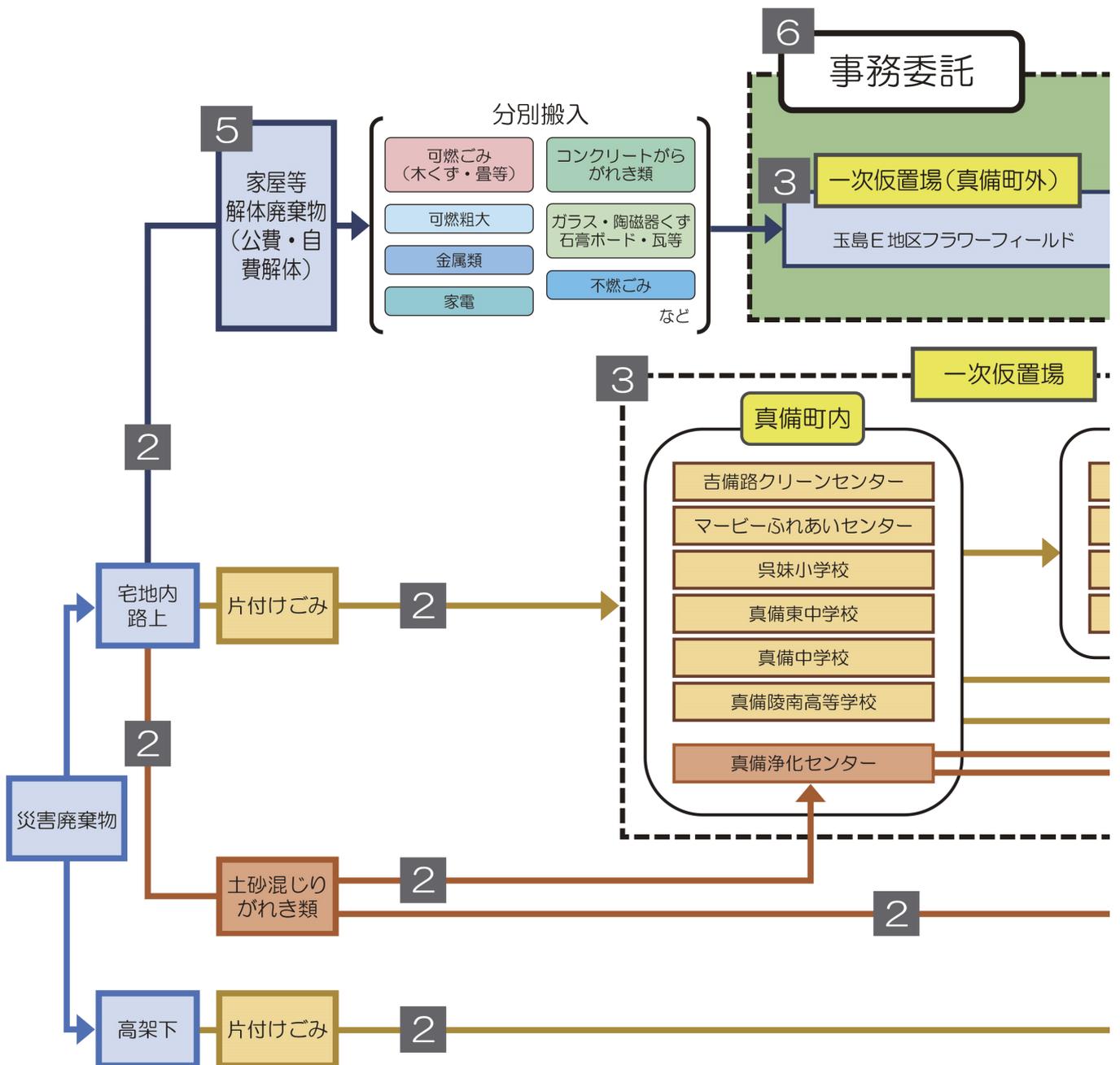
自衛隊による道路脇に積み上がった災害廃棄物の撤去の様子（写真：山陽新聞社提供）

災害廃棄物は一般廃棄物に区分されるため、本市が主体となって処理を進めることとした。

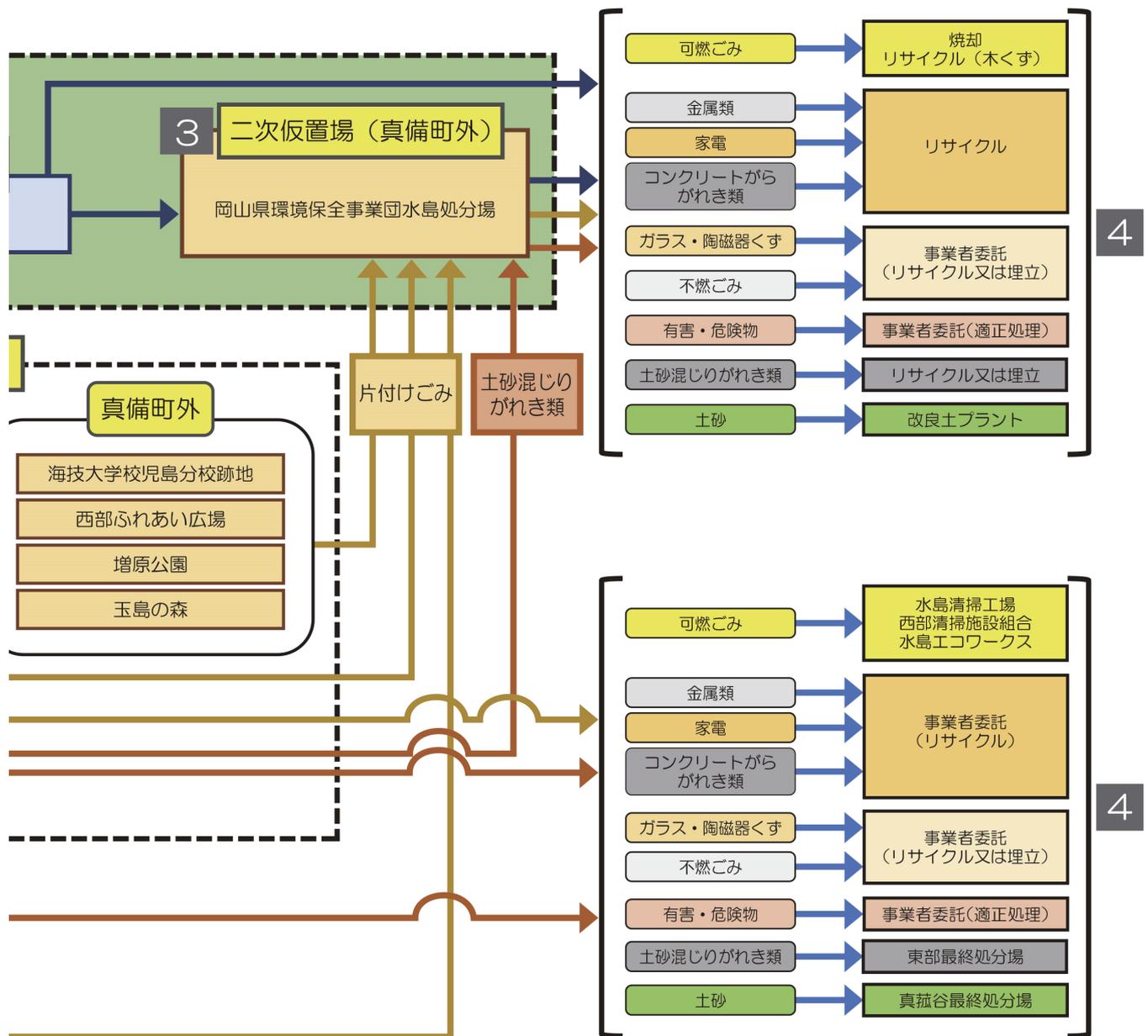
しかし、この度の災害規模は甚大であり、わずかな期間に膨大な量の廃棄物が発生したこと、災害廃棄物として発生したものの性状が平時には産業廃棄物として取り扱われているものと同様の性状のものが多かったことから、平時の一般廃棄物処理体制で処理を行うことは困難であった。

そこで、二次仮置場の管理運営など一部の業務を県へ事務委託するとともに、産業廃棄物処理業者をはじめとした民間業者と連携し、迅速かつ適正に処理を進めることとした。

本市における災害廃棄物の処理フローを下図のとおり。それぞれ白字で記載の箇所と、本章各節の内容が対応している。



図中記号	該当する節
2	第2節 被災家屋からのごみ出し・災害廃棄物の収集運搬
3	第3節 仮置場の選定・開設・管理運営
4	第4節 災害廃棄物の処分
5	第5節 損壊家屋等の解体・撤去（公費解体）
6	第6節 岡山県への事務委託



10

広範囲で浸水が解消し、被災された方による片付け作業が本格化  
 吉備路クリーンセンターで1,600台を超える搬入車両を受入れ  
 吉備路クリーンセンターへの搬入待ちで2kmを超える車両の渋滞が発生  
 マービーふれあいセンター駐車場を一次仮置場として開設  
 全国都市清掃会議から派遣された自治体等による特別収集支援が開始  
 県及び自衛隊に災害廃棄物撤去業務の要請  
 広報車による真備地区の巡回を開始

3

4



11

国土交通省の排水支援により真備地区の浸水がおおむね解消  
 ボランティアセンターが開設し被災された方の片付け支援を開始  
 災害廃棄物で国道486号のうち1車線が約2kmに渡り塞がれる  
 幹線道路沿い（高架下）の道路脇に約2.5kmに渡り災害廃棄物が集積される  
 玉島地区の西部ふれあい広場を一次仮置場として開設  
 経済産業省から支援された仮設トイレの設置を開始（18日までに169台設置）

5



12

内閣府から住家の被害認定調査（二次調査）の効率化・迅速化についての事務  
 連絡発出  
 災害廃棄物の排出方法等を記載した「倉敷市からのお知らせ」を避難所などに  
 掲示開始  
 災害廃棄物の民間事業者への処分委託開始

13

自衛隊による本格的な災害廃棄物撤去作業が開始  
 民間事業者団体による大型ダンブでの特別収集を開始  
 真備東中学校及び呉妹小学校のグラウンドを一次仮置場として開設



※写真2、3、4、5は山陽新聞社提供

# 初動・混乱期

平成30年  
7月

7

小田川堤防が決壊し真備地区の広範囲が水没  
災害救助法の適用が決定（適用日は7月5日）

1

午後から真備地区の一部で水が引き始める

道路の陥没・倒壊により真備町までの主要道路が通行止め

浸水が解消した一部の地域で家屋の片付けが始まる

真備地区の家庭ごみの収集運搬委託業者が被災したことが発覚

ごみステーション台帳が水没により紛失したことが発覚し残存資料で新たに作成を始める

民間事業者団体等に真備地区のし尿のくみ取り、し尿・浄化槽汚泥の搬送業務を依頼

8

災害廃棄物の排出方法と排出場所を決定し、広報を開始

道路脇等の災害廃棄物の撤去（特別収集）を開始

家庭ごみの収集（通常収集）を開始

市の処理施設への受け入れを開始

吉備路クリーンセンター隣接の多目的広場を一次仮置場として開設

2

ごみの排出方法に関する電話が殺到

岡山県警備業協会及び非協会員に交通誘導員の派遣を要請

環境省及びD・Waste・Netの支援チームが到着

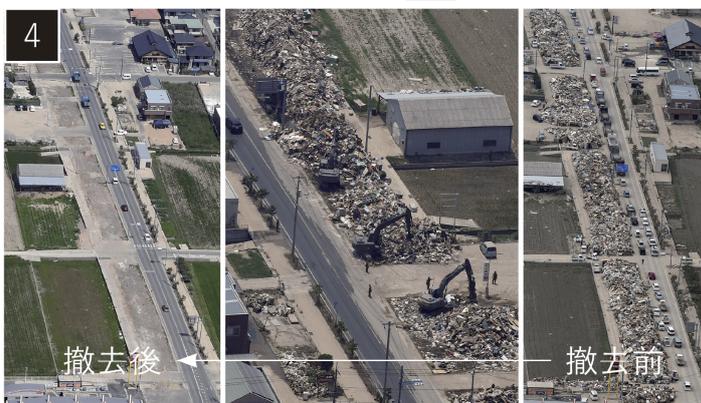
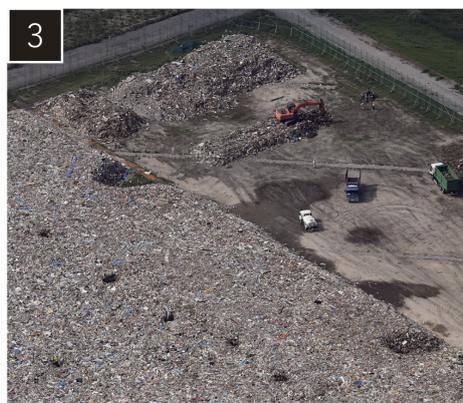
9



## 応急対応期（体制確立・処理促進）

8月

28	26	25	20	6	2	1
岡山県への事務委託が決定し、玉島E地区フラワーフィールドと二次仮置場の管理運営の引き継ぎを行う 市長専決による予算8月追加補正（事務委託にかかる負担金の予算措置）	仮置場での受け入れを原則とし、仮置場への持込みが困難な被災された方については、市が委託した業者が被災された方からの依頼に応じて収集を行う戸別収集方式に切り替え、令和元年12月31日まで収集を継続	真備地区の住宅地や道路脇等に排出された災害廃棄物の撤去がおおむね完了 学校施設を利用した3か所の仮置場の夏休み中の原形復旧完了（9日…真備陵南高等学校、21日…真備東中学校、25日…呉妹小学校）	玉島E地区フラワーフィールドを公費解体に伴い発生した解体廃棄物専用の一次仮置場として開設	公費解体制度を創設し、公費解体に関するコールセンターを開設 自費解体による費用償還の受付開始	玉島地区の玉島の森を一次仮置場として開設	児島地区の海技大学校跡地を、児島地区で発生した災害廃棄物専用の一次仮置場として開設 真備地区のし尿収集運搬許可業者が復旧し、し尿の収集は平常時の体制に移行



※写真1、3、4は山陽新聞社提供

# 初動・混乱期

平成30年  
7月

- |    |  |
|----|--|
| 14 | 平成30年7月豪雨が特定非常災害に指定される<br>真備陵南高等学校のグラウンドを一次仮置場として開設  |
| 15 | 真備浄化センターを一次仮置場として開設  |
| 16 | 自衛隊、民間事業者団体、全国都市清掃会議から派遣された自治体等が道路脇等に積み置かれた災害廃棄物を仮置場に集中搬送したことにより、道路脇等の災害廃棄物が目に見えて減り始める<br><b>1</b><br><b>2</b> |
| 17 | 国土交通省による粉じん対策のための散水車が巡回開始<br>真備中学校のグラウンドを一次仮置場として開設  |
| 19 | 真備地区の学校を2学期（9月3日）から再開することを発表   |
| 20 | 公費解体制度の検討開始  |
| 26 | 公費解体及び自費解体による費用償還を決定し、予告広報を開始<br>玉島地区の増原公園を一次仮置場として開設  |
| 27 | 平成30年7月豪雨が激甚災害に指定され、公布・施行される   |
| 30 | 市長専決による予算7月臨時補正（災害廃棄物処理関連では、主に収集運搬費、処分費、減免となるし尿汲み取り手数料等の予算措置）<br>災害等廃棄物処理事業報告書（概算用）提出                          |



令和2年			令和元年			平成31年						
10月	9月	8月	5月	4月	3月	12月	7月	6月	3月	2月	1月	
29	30	28 30	23	16	31	27	24	3	31	8	28 31	
災害等廃棄物処理事業費補助金 事業実績報告書 提出	災害廃棄物対策室 廃止	災害等廃棄物処理事業完了	公費解体全件終了	岡山県環境保全事業団水島処分場に集積した災害廃棄物の搬出が完了	吉備路クリーンセンターでの受入終了	公費解体に伴う解体廃棄物を処理施設へ直接搬送することとし、玉島E地区フラワースタイルでの受入終了	公費解体の申請受付終了	倉敷市災害廃棄物処理実行計画（第2版）策定	令和元年12月27日まで公費解体申請受付期間再延長を公表	自費解体に係る費用償還の受付終了	令和元年6月28日まで公費解体申請受付期間延長を公表	災害査定（実地）、補助金限度額通知

4



※写真3は山陽新聞社提供

# 応急対応期（体制確立・処理促進）

平成30年  
9月

3 災害廃棄物対策室創設、補助金チーム結成

4 議会議決による予算9月補正（公費解体・自費解体関係経費、一次仮置場管理運営業務委託料等の予算措置）

8  
9 真備公民館で住民及び事業者へ公費解体説明会開催 **1**

16 真備公民館・倉敷市役所本庁で公費解体申請受付開始 **2**

18 倉敷市災害廃棄物処理実行計画（第1版）策定

24 入札参加対象業者に公費解体業務の入札説明会を開催

31 災害等廃棄物処理事業報告書（正式）提出

10月

# 復旧・復興期（計画的処理・処理完了まで）

6 二次仮置場の処理施設着工

13 第1期（発注49件）の公費解体受託業者と契約 **3**

10 吉備路クリーンセンターを除く真備地区の仮置場での受入終了

12月

11月

